

## コイチロウ神名考

小 玉 洋 美

## 一 はじめに

大分県の国東半島を中心に、西は山国川流域から南は大分川北岸にかけて、すなわち中津市・下毛郡・宇佐市・宇佐郡・豊後高田市・西国東郡・東国東郡・杵築市・速見郡・別府市・大分市・大分郡の六市六郡にのみ分布するコイチロウと呼ぶ地域神がある。そのほとんどは社殿をもたない旧無格社で、石殿、石祠が多く、なかには大木の根元ややぶ（藪）の中に自然石の御神体が露出しているもの、御神体のないものもある。小一郎神が祀られている場所は、本家筋の家の屋敷内か屋敷続きの森などがもつとも多いが、人家と山林の境界に祀られているものも少なくない。小一郎を祀る森を「小一郎森」と呼び、樹種はタブ・エノキ・ヤマモモ・ツバキ・クスなどが主である。小一郎森の樹を切ると崇られるというので、聖地とされ、藪になっているのを「小一郎藪」と呼ぶところもある。また、明治以降の神社合祀政策によって、神社の境内に移された石祠もあり、元の場所にはコイチロウの地名のみを遺している例もある。神名には小一郎・小市郎・今日霊・古一老・古一霊・魂一郎・混一霊・濃血霊・木一郎・九市郎などさまざまな宛字が使われているが、本稿では便宜上「小一郎」を用いることにする。

小一郎神が民俗学界に知られたのは、昭和二四年に佐藤悌氏が「小一郎神について」（『民間伝承』一三卷一二号）を発表されて以来のことである。氏によると、この神の型には四種がある。一つは崇る神の型であり、第二は家の守護神としての性格、第三は先祖神または氏神、第四は忘却過程にある小一郎である。その後、昭和二五年に堀一郎氏が姫島を調査された際、

小一郎神については荒神信仰の一種で同族神として祀る一つの型であろうと説明している（堀一郎『民間信仰』一六三頁・岩波書店・昭和二六年）。また、桜井徳太郎氏は昭和三三年度に実施された「大分県国東半島総合調査」に参加された成果を『くにさき』（吉川弘文館・昭和三五年）に発表されており、その中で小一郎信仰について詳細な調査結果を報告されている。しかし、「屋敷神的性格と先祖神ないし氏神（同族神）としての性格」に注目されているが、その信仰の本質については結論づけていない（桜井徳太郎『民間信仰』一四四頁・塙書房・昭和四一年）。団長の和歌森太郎氏は「小一郎神とか荒神は怨霊に対する畏怖心からまつられたような形跡がある。一種のはやり神として小一郎神がこのあたりにどっと普及したときがあったものように見える。何がし小一郎という者の非業な死が喧伝されて、その名が神名になったのではないかと考えられる」（『くにさき』二七頁）と記されている。さらに、このとき調査に同行された直江廣治氏は『屋敷神の研究』（吉川弘文館・昭和四一年）において、小一郎神の祭祀方式から「屋敷神として旧家の本家筋に祀られる形と本家の屋敷神としての小一郎をイットウ（同族）が単位になって祀る形」「そのほか、講組織或いは部落単位で祀られる小一郎神も多いが、その中には、屋敷神としての小一郎神が昇格したと推定されるものも含まれている」として、その神性については、御霊神的な崇り神としての側面を、若宮類似の性格と説明されている。さらにまた、田辺正行氏も小一郎神信仰の類型を性格によって、地神・御霊神・祖霊神の三種に大別して考察されているが、国東半島の小一郎神を中心としているので、桜井氏や直江氏の論考と大差がない（田辺正行『小一郎神信仰の研究』『民俗』七六号・相模民俗学会刊・昭和四五年四月）。

以上の諸説の他に、県内では関係市町村誌・史や民俗調査報告書などに解説が加えられている。なかでも、昭和四五年に刊行された『柳ヶ浦町史』の著者である中野幡能氏は次のように述べておられる。

小一郎社は問題の社で、民俗学者たちの研究対象になってきた信仰であるが、糸永茂昌の研究では新田義基、義高の三代を祭神とし、小野龍膽翁は新田義氏に対する信仰だと考えておられたが、その分布も豊前・豊後中央部までに限られ、千数百社もある地域的民俗信仰であるためにいろんな説がいわれている。祖霊信仰、御霊信仰、屋敷神信仰等々である（同書

また、高原三郎氏は『大分の神々』（双林社・昭和四九年）において、小一郎神を「豊前では新田小一郎の霊であるとして、御霊信仰と関係づけられるが、豊後では屋敷の守護神または部落の草わけや一統の先祖神的性格が強うかがえる」として、明治三年の『神社明細牒』所載の小一郎神を列挙されている。さらに、小泊立矢氏は『国東の庶民信仰』（国東町教育委員会・昭和五六年）の中で「今日霊と小一郎は同じ神だと、一般にいわれているが、来浦の史料（明和七年「来浦神名帳」）から考察する限り、今日霊は屋敷神ではあるが、小一郎と同じだとすることには疑問が残る」と述べておられる。さらにまた、松岡実氏は別府市内成（旧大分郡挾間町）の調査から、小一郎神は集落の開発先祖神であると主張されている（『内成・隠山総合調査報告』別府市教育委員会・昭和五七年）。

ところで、私も昭和三二年に「小一郎神」と題した小稿を『社会と伝承』（一卷四号）に発表して以来、折にふれて調査をしてきたが、まだ納得できる結論を得ていない。しかし、今回は小一郎神の祭神名を検討することによって、信仰内容の解明を試みたい。

## 二 神名表記と神格の変遷

（第一表）は明治三年の下毛郡・宇佐郡の『神社明細牒』を主にして作成したものであるが、これによると、コイチロウを小一郎と記したのが九〇柱中四五柱あり、五〇パーセントを占めている。次いで古一老が三三柱（一四パーセント）、魂一霊が一二柱（一三パーセント）で、小市郎は五柱に過ぎない。ところが、古一老と表記するのは院内町の高並地区のみで、しかも祭神を武内宿祢に比定しているが、実は一七世紀末の『寺社寄帳』によると、小市郎宮と記されていた。祭神名が記されていないのは残念であるが、明治三年の『神社明細牒』完成以前には「古一老」ではなく「小市郎」が宛てられていたのである。そうすると、小市郎の表記は一八柱となり、二〇パーセントを占めるに至る。

(第一表) 下毛・宇佐地方(旧豊前国)の小一郎神

所在地	神名表記	祭神名	柱数
山 国 町	小一郎	高 景	1
	祖靈社	尾 小一郎	1
	小一郎	谷 小一郎	1
	木一郎	新 田 義 氏	1
耶馬溪町	魂一靈	新 田 魂一郎	4
本耶馬溪町	小一郎	新 田 義 氏	6
	魂一靈	新 田 魂一郎	4
三 光 村	小一郎	新 田 義 氏	3
	魂一靈	新 田 義 氏	2
	魂一郎	新 田 義 氏	2
中 津 市	小一郎	新 田 義 氏	3
	小市郎	新 田 義 氏	1
	義氏社	新 田 義 氏	2
宇 佐 市	小一郎	新 田 小一郎	7
	小一郎	新 田 義 貞	6
院 内 町	小一郎	新 田 義 貞	5
	小一郎	新 田 小一郎	1
	古一老	新 武 内 宿 禰	13
安 心 院 町	小市郎	新 田 義 氏	4
	小一郎	新 田 小一郎	11
	小一郎	新 田 義 貞	12

わち、第一表によって、小市郎と表記された四例の祭神は新田義氏であり、いずれも板場の八坂神社と小市郎社に合祀されているので、神官は同一人物であったと想像されるのである。つまり『神社明細牒』が記録された時点ないしそれ以前に、神官がコイチロウ神にどのような文字を宛て、祭神を誰に比定していたかに因るのではあるまいか。

つぎに、右と似た例を江戸時代の史料にもとずいて検討してみよう。

明和七年(一七七〇)の『来浦神明帳』の末尾に、今日靈社について次のように記してある。

宝曆十年 庚辰正月廿日従公儀今日靈与申神之由来御領分中社家中ニ書上申様被仰付候ニ付思々ニ書上候処ニ公儀之思召ニ相叶不申ニ付拙者ニ書上申様被仰付候ニ付通書上申候。

今日靈与申神之由来神書神名等ニ見出シ不申候。私相考候処者往古仏法相渡り不申時在所之者銘々先祖為長人於今日灵与

ところで、現在の高並神社に合祀されている一三柱の古一老神は、明治一九年と明治四四年および大正二年に段階的に合祀されたが、少なくとも明治二三年には古一老と記されていた。その理由は、高並地区の神官が『神社明細牒』に報告する際、小市郎神を宇佐八幡宮に関係づけようとして、祭神に武内宿禰を比定し、彼の長寿にあやかつて古一老の文字を宛てたと思われるのである。同様な例は、安心院町の場合にも見られる。すな



神祇ニ祭申哉与。

右によると、来浦（現在国東町）では当時すでに今日霊の由緒が忘れられており、神官の宮崎氏が「私相考候処者」在所の

(第二表) 今日霊社一覽

小泊立矢氏作成(「来浦神明帳」より)

No.	社名	所在地	座数	勤請年	信仰内容・その他
1	今日灵祠	瓜生野	6	寛永4	有松氏屋敷鎮護のため。
2	今日灵社	下中村岡 岡原家に在	3	慶安4	岡本氏高祖之靈家敷鎮護子孫繁昌此辺故屋敷鎮護之神
3	今日灵社	長平野 原村	3	往昔より	此辺屋敷ニテ鎮護衆を為す
4	今日灵社	金剛寺	3	元和9	軒正寺・金剛寺の住僧が祠を建て祭始む。
5	今日灵社	台之端	3	文禄4 (明曆年中再興)	宮光吉兵衛屋敷繁昌祈願
6	今日灵社	田之口	2	先規より	屋敷鎮護のため。
7	今日灵社	〃	2	往昔より	
8	今日灵社	岡	4	〃	
9	今日灵社	伊美田	2	万治3	「古凶灵ノ家主ヲ惱シ」の箇所を棒線で消し、横に「為家敷鎮護祈」とある。
10	今日灵社	岸之上	3	慶安元 宝永中 新石社に移す	祈願成就のため。往昔祭祀 六月廿二日改近來 十月廿二日改近來 十一月十三日

者がそれぞれ「先祖之為長人」を「今日靈」として神祇に祭つたのであろうかと記している。これによると、今日靈神は宮崎神官の判断によって、同族の先祖神ということになっている。しかし、『来浦神明帳』に記された今日靈社を整理した(第二表)によつてみると、「屋敷鎮護ノ神」であることが解る。注目すべきはNo. 2の岡原家の今日靈社が「岡原氏高祖之靈」であつたのが、「此辺故屋敷鎮護之神」とされている点である。小泊立矢氏は「来浦地区の今日靈は、その地域の旧家(草分けか)の先祖を祀つたものが、地域神的なものに発展したという形式が多いのではなからうか。あるいは、分家していった各戸の独立に伴い、各戸屋敷神へと移行していったのであろう」と述べておられる(『国東の庶民信仰』一七六頁)。そして、「来浦の資料から考察する限り、今日靈は屋敷神ではあるが、小一郎と同じだとすることは疑問が残る」(同書・一七七頁)と結論づけるのである。実は『国東の庶民信仰』は昭和五五年度国庫補助事業による「国東町の庶民信仰緊急調査」の報告書で、私も参加したが、歴史部門を担当した橋本操六氏も『来浦神明帳』を検討されて「以上のように、今日靈社は通常の社と同じに社地を持つているものも多く、また単に屋敷鎮護を目的とする社でなく、祈願成就によつて祀られたともある。したがつて、今日靈即小一郎とするには多くの疑問がある」と記されている(同書・二二頁)。しかし、小一郎神の神格は固定的なものではなく、祭祀する地域や時代、家や同族の盛衰によつて、その性格を変えたと理解すれば、必ずしも『来浦神明帳』の今日靈が私たちの承知している小一郎神と異質の神ではなくなると思われるのである。例えば、第二表のNo. 9伊美田の今日靈が勧請されたのは、棒線で消された部分の「古凶灵ノ家主ヲ悩シ」たのが主な理由であつて、「為家敷鎮護祈」というのは後の説明であらう。とすれば、家主に今日靈社の勧請をすすめたのは、屋敷の鎮護を祈ることのできる山伏・僧侶・盲僧などの宗教者ではなかつたらうか。小一郎神の本来の性格である御靈神的な崇り神としての性格を喧伝して、その崇りを封じ込めることのできる宗教者が、小一郎神信仰の伝播者であつたと思われるのである。

では、彼等によつて伝播され、再創出されてきた小一郎神の発祥地はどこで、小一郎とは誰をさすのであろうか。あるいは、小一郎神は人格神ではなく、外荒神のような地主神であらうか。

桜井徳太郎氏は先に紹介した「くにさき」所収論文(第三章 民間祭祀と信仰)の中で、真玉町大畑の小一郎は采原一統の先祖である采原小一郎正徳を祀る。また、杵築市年田の小一郎は川野一統の先祖神である小藪小一郎を祀る。さらに、国東町堅来の小一郎は安達家の先祖安立元祥(つぐもと)を祀ると紹介し、「このようにイットウの先祖を具体的に小一郎某であると、あたかも実在人物であるかのごとく考えている例は、ほかにも多い」として、『田染村志』(昭和七年刊)に「今日霊社の祭神小一郎霊は、豊前馬嶽の城主新田小市郎義氏を謂ふ」とあるのを註記してある。そして「しかしこれは、イットウの先祖を史実の上に求めようとして捏造した後世の仮託である。われわれはその事実を詮索する必要はないのであって、そういう考え方のなかに、村人たちが先祖神をまつろうとした信仰上の真実を汲みとればよいのである」(同書・二三二頁)と述べておられる。

確かにこれは、民俗学の研究方法としては正しいであろう。しかし、時には歴史上の事実を見逃すことになりはしないだろうか。そこで、(第一表)に掲げた下毛・宇佐地方の小一郎の祭神に、新田義氏を比定しているのが多いことに注目して再見すると、中津市六、三光村七、本耶馬溪町六、山国町一、安心院町四の合計二四柱に達する。しかも、中津市には「義氏社」が二柱もあり、六社とも新田義氏を祭神としている。また、隣接の三光村の七社全部も義氏を祀っている。さらに、中津市を離れると新田義貞が登場し、新田小一郎が祭神とされている。本耶馬溪町と耶馬溪町では新田魂一郎となっているのは注目されるが、神官による宛字であろう。耶馬溪町では魂一郎は新田義氏のことであるとも聞いたが、伝承に過ぎず、史料の裏付けはない。ところで、新田義貞が九州に下向していないのは史実であるし、小一郎や魂一郎は新田一族の誰をさしているのか不明である。しかし、『耶馬溪町史』(耶馬溪町教育委員会・昭和五十年)には「平賀源内記」を引用して「永享三年(一四三一)正月十四日新田小市郎將軍義氏殿菊池を滅ぼし豊前を領せんと謀る。菊池佐衛門佐此事を聞いて夜中中津川に出発して新田の本陣に斬っている。義氏將軍渡り合い防戦利あらず、終りに討死す。御廟所は中津城並びに上毛郡山内、宇野、下毛郡宮永、宇佐郡江島村に小社を築く。之を玉塚という。奇瑞数々あり。又馬ヶ嶽の名城も義氏殿御討死の後は義高公、義通公、竹王丸御興方吉王丸自害して相壘云々」(二〇七頁)と記すが、考証の余地があるう。

さて、豊後高田市田染の小一郎を、新田小一郎義氏と言ひ伝えていたのは異例で、中津市を距るに従つて新田義氏を祭神とする数が減少している。このことは、民俗周圍論の立場からみれば、中津市の義氏社に対する御靈信仰が、周辺に向つて同心円状に拡散したことを示している。もっとも、山国川以西の福岡県については未調査で、調査記録を披見したことがないので、ここでは半円形にと言わざるを得ないのが残念である。今後の御数示をお願いしたい。

### 三 新田義氏に関する史料

まず、管見した資料を掲げておく。

資料(1) 豊前中津景勝志（『大分県郷土史料集成』地誌篇 所収）

康正元年豊日別ノ宮ノ神主重松采女正義治、西征將軍懷良親王ノ御靈并ニ從四位新田上野介源義氏ノ靈ヲ祭りテ、八幡宮ノ境内ニ二社ヲ建テ、將軍ノ社ト云ヒ、新田義氏ノ社ト云フ

資料(2) 豊前志（『大日本地誌大系43』復刻版）

義氏社 中津市片端町にあり。応永九年八月、新田義氏馬嶽城にて卒す。男義高中津に來り、社殿を作り、父の靈を祭れりと云ふ。一説には八幡宮の合殿に祭れりとも云へり。

彌瀬村の内一本松と云ふ所に石祠あり。鳥居に大江本宮と云ふ扁額を掛けたり。是れは昔年、賀來元龍と云ふ者故ありて設けたりと聞けり。然るに今の社司に問ひけるに、八幡宮にも天神にも非ず、新田義氏を祭れりと云へり。

資料(3) 豊前志 八之卷 下毛郡

たまづか  
霊塚

中津川の北門の外にあり。此れ誰れが塚墓なるか知れず。或説に、永享三年、新田義氏、宇佐宮に參詣と称して中津川に出で、下毛宇佐の勢を催し、大内としめし合せて菊池を亡ぼし、永く当國を領せむ事を謀りけるに、菊池右衛門督武世是れを聞きて中津川に押し寄せ、義氏を討ち取れり。其の墓城内にあり。是れを玉塚と云ふとあるは誤なり。義氏は、

応永九年八月、馬嶽にてこそ薨せられつれ。又、一説に、元祿十五年、冬の季になりて、夜々、知貞尼の屋敷に猛火出現す。此処に、古より大木の松あり。是れを玉塚と云ふ。義氏將軍の古墳にて、落葉も取らず、神と崇め、中津城の守護神たり。修理大夫殿の代(小笠原長胤の代なり)に、今村九左衛門居住之節、彼の松を切り薪と成し、其の身追付牢人となるとあれど、是れ又謬なり。但、知貞尼の屋敷とは何処を云ふにか詳ならず。義氏の男義高は、大友家と戦ひて中津にて討死し、其の墳は三の丸北側にあるよし物に見えたり。若くば此の墳の事なるか(以下略)。

つぎに、明和六年(一七六九)中津藩の学者中島魯直が著した『尚豊記』(「大分県郷土史料集成」戦記篇所収)卷之九より關係箇所を掲げておく。

#### 新田義氏馬岳籠城之事

築城原の合戦破れ、大友氏鑑宇佐へ引退ければ、陶筑前守国府に陣替して、馬岳に押寄せしとの軍略なり。去程に、馬岳には新田上野介義氏が在城せり。抑、此義氏と申は、八幡太郎義家八代之孫、新田太郎基氏の次男、上野介義基嫡子也。義基延元三年正月吉野殿へ参り、皇居の警衛たりしに、貞和の比、南朝興國元年懷良親王征西將軍として、筑紫へ御下向の時供奉し太宰府に参り、菊池武政と相議して、馬岳に居城し、義氏まで二代南朝の御味方なりしが、去る応安七年の秋、菊池一族足利家へ降参せしより、義氏も足利家へ属し、近年は大友とも親くなつて、今度氏鑑に頼れたり。大内勢向よしを聴、諸士に向て申けるは、氏鑑築城の合戦利なく、宇佐へ敗北す。しかれば大内勢当城を攻べきとて。国府へ在陣す(以下略)。

#### 新田菊池合戦之事

馬岳城主新田上野介義氏は、去る応永九年八月に卒し、嫡子左馬頭義高相統して、京都郡にて吉田郷久保荘、南郷。宇佐郡にて、平嶋郷等、彼此合て八千貫を領して居たりけるが、菊池武忠当国に打入、諸所を攻動しければ、永享三年正月十一日義高、下毛、宇佐郡の諸士を語らはんがため、宇佐大宮司が館へ趣かんと、しころかぶと混冑二百余騎にて、夜中に馬岳をぞ打立ける(中略)去程に義高は(中略)夫より宇佐郡に趣き、何心なく駅館川に打臨み、川の半途を過る頃、向の松山より菊池武忠

二百騎ばかりにて駆出たり（以下略）。

#### 新田義高自害之事

（前略）去程に義高は主従十三人徒行立に成て、一足先へと急がれけれども、終日の疲れなれば、其夜の子の尅ばかりに、漸く大家の勾金まで落延たり（中略）武忠は義高の辻堂にて自害せられけるを知らず。首実検して、此中にも義高の見へぬは猶も先に落たるにこそ。追掛て討留よと、取物も取あへず、勇み進んで馳通りける（中略）中津川の神主重松刑部少輔は、舟田入道が女房の兄なれば（中略）かくて刑部は俄の事なれば、棺郭の沙汰にも及はず。鎧の大唐櫃の有ければ、義高の死骸を納まいらせ（以下略）。

#### 馬岳落城之事

馬岳には、義高の嫡子左京大夫義通、舎弟竹王丸を始め郎従残らず遠侍に会合して、留守の徒然を慰んと、酒宴して居たりける所に、城中忽関の声聞へて、兵二百騎ばかり、殿中に切て入る（中略）去程に嫡子義通、舎弟竹王丸遁れ出べき方もなく、母子諸共に自害して失給ひける。義通十七歳、竹王丸十歳なり。三男吉丸八歳なるをば、乳母懐ひて、煙にまぎれて走り出たるを、舟田入道玄加遙に追著て、乳母諸共吉丸を守護して落行ける（中略）。

伝曰、舟田入道玄加は、吉丸を懐き、馬岳を遁れ出、其日は菩提所国分寺の方丈に隠れ居て、夜に入れば、吉丸を乳母に懐せ、野人の躰に出立て、下毛郡を宛にして忍びやかに落行ける（中略）義高宇佐郡にて討れ給ひ、敵道に満々たりと、人の物語するに驚き、漁父に語らひ、船に乗て夜中に中津川にぞ著にける。重松刑部少輔懇にもてなしければ、中津川にて年月を送られしとかや。

以上の資料を比較すると、細部については年月日、事件、人名に相違がみられるが、その各々について検討する余裕はない。資料(1)は著作年不詳だが、記述内容から一八世紀末頃に書かれたと推定される。資料(2)・(3)は、文久三年（一八六三）に初稿

が完成したが、出版したのは明治三二年（一八九九）であった。『両豊記』は明和六年（一七六九）であるから、いずれも新田義氏・義高が死んでから四百年以上も後に書かれた地誌や戦記である。したがって、一等史料ではないが、内容が事実無根ではないことを史料によって検証してみよう。

まず、新田氏が豊後国の史料に披見される初めは、弘安八年（一二八五）の凶田帳である、すなわち「三重郷百八十町 新田陸奥守殿」と記されているのがそれで、後藤碩田は『豊後国凶田帳考証』に「新田太郎基氏陸奥守なるべし」（『大分県史料』(80)・第二部補遺(8)・五一五頁）と述べている。ところが、渡辺澄夫氏は『豊後大友氏の研究』（第一法規・昭和五七年）所収論文において、新田陸奥守は秋田城介安達泰盛の誤写であることを論証されている。

つきに、新田氏が史料に散見するようになるのは、南北朝時代に入ってからで、初見は「建武四年十月廿一日」付の「丹波菓丸 有世軍忠状写」（『大分県史料』(80)宇佐八幡宮文書之五・益永文書）である。それには、次のような記載がある。

新田禅師并大友式部大輔以下凶徒等、今月十一日夜、自豊前国宇佐郡打出、於桑野原致合戦之時、菓丸兵衛五郎有世馳向致軍忠候畢（以下略）

次に「観応二年八月十七日」付の「野上次郎三郎殿」宛て足利直冬の御教書がある（『大分県史料』(81)大友家文書録(一)）。この本文には、次のように記す。

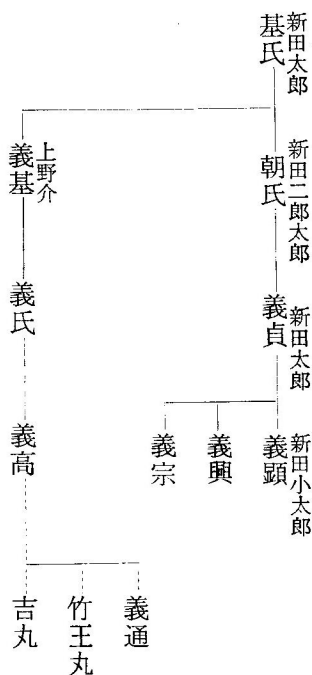
為豊後国凶徒退治、所差遣新田伊達次郎貞廣也、急速発向、可抽忠節之状如件

また、『大友家文書録』(一)（右同書）の「北朝廷文三年南朝正平十三年 戊戌」十月の条の末尾に、次のような二行書の註が記されている。

懐良後醍醐皇子也、自二十年前菊池奉之、号西征将军、为惣都督且朝臣等及新田氏族其餘豪士居多来集而在肥後。

右により、新田氏が懐良親王に従って肥後に来ていたのは確かである。懐良親王は延元四年（北朝の暦応二年＝一三三九）に伊予より九州へ渡った。上陸地には豊前国柳ヶ浦説と薩摩説がある。九州へ下向してきた新田氏の族長は、新田義基であっ

(第三表) 新田氏系図



た。

さて、『尊卑文脈』による系図は(第三表)のとおりである。これをみると、基氏の通称は太郎、朝氏は二郎太郎、義貞は太郎でその子義顕は小太郎とある。ところが、義基・義氏・義高については不詳である。江戸時代の『平賀源内記』に義氏を小市郎と記してあるが、考証の余地があらう。『貞丈雑記』二人名に「小太郎の事、源平盛衰記源氏勢揃の条、河越太郎重頼、同小太郎茂房、熊谷次郎直実、子息小次郎直家、又宇治合戦の条、足利太郎俊綱が子小太郎小次郎、又太郎など名のりしとぞみゆ」とある(『古辞類苑』姓名部・六六四頁)。南北朝時代にも、第一子を太郎、第二子を次郎と呼び、太郎の第一子は又太郎、次郎の第一子は次郎太郎と称していたようである。第一子を一郎と名付けるようになったのは江戸時代とみられるところから、新田義氏の通称を小一郎と宛字するようになったのは、意外に新しいのではあるまいか。ちなみに、垣本言雄編『大分県郷土史料集成』系図篇(昭和十三年刊)所載の諸氏の系図を縦覧したが「小一郎」は見られなかった。第一子は「太郎」と表記するのが通例で「〇一郎」「〇二郎」なども用例が極めて少ない。とすれば、新田義氏の通称は小一郎ではなく、小市郎であったのではあるまいか。

#### 四 信仰圏の拡大と祭神名の移行

さて、小一郎信仰発祥の地は、前記の資料(1)(2)(3)に掲げた中津と思われる。これを補強する史料としては、耶馬溪町大字平



田の西浄寺にある「新田文書」（『大分県史料』）宇佐郡・下毛郡諸家文書所収）がある。『下毛郡志』によると「西征將軍宮の重臣新田義基の孫義高、永享三年馬ヶ岳城を落され、その三男智福丸（吉丸・義春）は大内氏に倚つたが、中津の重松氏を襲いだという」（一二五頁）と記し、また、一説には西浄寺をついだという。ここに記す智福丸は『阿豊記』の「馬岳落城之事」所載の吉丸であり、資料(1)の『豊前中津景勝志』に記す重松采女正義治であろう。もしそうであるとすれば、後者が康正元年（一四五五）に「西征將軍懷良親王ノ御靈并ニ從四位新田上野介源義氏ノ靈ヲ祭リテ、八幡宮ノ境内ニ二社ヲ建テ、將軍ノ社ト云ヒ、新田義氏ノ社ト云フ」ようになった事情が納得できるのである。こう考えてくると、新田小市郎義氏を人格神として最初に祀つたのは、孫の重松義治と推測されるし、彼の子孫が中津神社の神官であつた関係から、小一郎信仰が拡散伝播されるようになったのではあるまいか。しかし、馬岳城主として豊前国に土着した初代は義基であり、中津で非業の死を遂げたのは義高である。したがって、小一郎の神格を先祖神と限定すれば、初代義基が祭神とされるはずであり、御霊神と把握すれば、三代義高の方が祭神としてふさわしいことになる。だが、残念ながら、決め手となる史料を知らない。

ところで『太平記』卷三十三（『日本古典文学大系』36・岩波書店・昭和三七年）に「新田義興怨霊となり、高重を殺す。国清の夢想、知の渡に社を建て義興を祀る」という見出しで「（前略）是ノミナラズ義興討レシ知ノ渡ニ夜々光リ物出来テ往来ノ人ヲ悩シケル間、近隣ノ野人村老集テ、義興ノ亡霊ヲ一社ノ神ニ崇メツツ、新田大明神トテ、常盤堅盤ノ祭礼、今ニ不絶トゾ承ル、不思議ナリシ事共ナリ」とあり、さらに同書の註に「新編武蔵風土記によると往原郡知村（東京都大田区知町）に新田明神社がある」と記してある。新田義興が御霊神として祭られた説話が『太平記』に記載されているところから、新田氏に関係のある伝承をもつ土地で、義興を祀ることが流行しても不思議ではない。

ここで想起されるのは、桜井徳太郎氏が昭和三六年に愛媛県宇和地方を調査された成果である（和歌森太郎編「宇和地帯の民俗」所収・吉川弘文館・昭和三六年）。氏は「民間信仰の実態」と題した論文の中で、宇和島市や北宇和郡・南宇和郡に祀られている新田様を崇り神として紹介され、次のように述べておられる。

筆者の実見した新田神社は数多く存在するが、それらの縁起由緒をたずねてみると、ほとんどについて定まった型式がとられていてことに気づく。すなわち、戦国の雄将長宗我部氏が四国一円を鎮定する以前には、この一帯を新田氏が治定していた。ところが長宗我部氏のおくどい攻略にあつて、新田氏の拠城はことごとく落ち一族郎党みな討死した。その亡霊がたつたて困るので村中協議の結果、祠あるいは墓をつくつてこれをまつりこめたのである。そういう構成をもつ伝承がまことに多い。たとえば、現に宇和島市豊浦の新田神社は新田義貞の亡霊を祀つたものといわれている。(中略)三間町大藤の新田神社は大藤村開創の為祖先、新田義興の墓を祀つたものであり、同じ黒川字榊森の新田神社は新田氏の落武者が落ち延びてこの地に來り、獵師に身をやつしながら小祠を建て、族長新田義興を祀つたのがそのはじめりであつたという。そのうち、一族衰微のため、祠もまた退転、そのままに放置されていたところ、義興の亡霊が出て村人を苦しめた。そこでその難を避けるために、村人が共同して社屋を建て全員が祭祀に参加して氏子となつた。そうして、現在は部落の鎮守と仰がれている。右の事例から推測されるのは、『太平記』中の新田義興の記事を熟知した祈禱師が、新田様の信仰を流布したのではなからうかといふことである。豊予海峡を挟んだ対岸の、大分県の小一郎神の祭神には、新田義興はみられないが、新田義貞に御霊神的性格を認めることはできる(前記の資料(3)参照)。さらに、新田義貞を祭神とする小一郎神が宇佐市に六社、院内町に五社、安心院町に一二社知られているが、いずれも御霊神的崇り神として意識されていたのは、『太平記』の影響であろうか。しかし、愛媛県の新田様の信仰とは形態が似ていても、直ちに結びつかないようである。むしろ、中津市の中津神社で生まれた義貞への信仰が稀薄化して、歴史上有名な新田義貞に置き換えられたと解されるのである。

ところで、桜井徳太郎氏は昭和三五年刊行の『くにさき』において、小一郎神の分布地域を「熊本県下から北九州一帯に、その存在が拡がるうとして」として、次のように注記されている(同書・二二六頁)。

「肥後国誌」に矢部手永、浜町小市領というのは「鎧一領」のことであると述べている。しかし、小市領というのはおそらくいわゆる小一郎を指しているものと思われる。ほかに飽田郡池田手永井芹村加藤屋敷、甲佐郡下早川村藤島大明神跡な

どが、小一郎森といわれていたことなどから察すると、小一郎信仰は、遠く肥後地方にも及んでいたらしい。

さて、右の文中の傍線を付した部分が誤りであることは、『肥後国誌』の原文を読めば明らかである。つぎに、問題の箇所を引用してみよう。

小市領大明神社 祭九月九日 社人男成伊豫 氏神也阿蘇末社ト云社記曰当社旧云柳水大明神阿蘇第一宮龍命第二宮龍命

比咩大 第十一宮国造大 ヲ合セ勸請ス天文年中御船阿波守房行逆心ニ依テ阿蘇千寿丸惟忠十三歳ニテ追討ノ為メ当所出陣ノ時

明神 当社ニ參詣祈願シテ着替ノ鎧一領を寄進ス因テ小サキ鎧一領ト云意ニテ小一領大明神ト称ス千寿丸遂ニ房行ニ勝テ凱陣ノ

時直ニ当社ニ賽シ軍士ニ兵糧握飯ヲ与ヘ賜フ此遺風吉例トシテ於今祭礼ノ日握飯ヲ神前ニ持出テ氏子ニ与右ノ鎧今ハ無シ

(以下略) (『肥後国誌』下卷 上益城郡 矢部手水 一二六頁)

右によると、小市領大明神社はもと柳水大明神と言ふ阿蘇の末社で、祭神は健甞龍命・比咩大明神・国造大明神の三柱である。小市領大明神と呼ぶようになったのは、十三歳の阿蘇千寿丸が出陣に際して当社に戦勝を祈願し「小サキ鎧一領」を寄進したのに因ると記す。参考までに『益城郡誌』を引用すると、「小一領神社」は官幣大社阿蘇神社の分霊を祀る社なり(中略)天文五年御船城主安房守房行謀叛の聞あるを以て大官司惟豊の長子千寿丸殿十七才(十三才との記事もあり)大将として甲斐宗運を具せられ当社に戦勝を祈祭し小具足一領を奉納あり、神号を小一領と称へ(中略)是より軍神と仰ぎ社領八十丁の寄附あり(以下略)。ちなみに、当社は旧郷社で、大分県の小一郎社との関係は全くない。

加賀屋敷跡 井芹経益カ末葉井芹加賀守井芹党の主領タリ。屋敷内ニ小一郎ノ森アリ。益城郡甲佐ニ小一郎ヲ紀ルコト甲佐ノ条

近年大風ニ碎カル。土人七月ニ燈籠ヲ灯ス。小一郎ハ地主ナリト云フ。下ニ詳ナリ。此森大柀一根七株ナリシガ

加賀八天正ノ始メ甲斐宗運ニ討レタリト云。(『肥後国誌』卷之參 飽田郡 池田手永 一四六頁)

右のとおり「加賀屋敷跡」であつて「加藤屋敷跡」ではない。現地は現在の熊本市花園町に当るが、加賀屋敷跡は不明である。昨年現地を訪ねて井芹公民館の近くの丘に三重塔や五輪塔が祀られているのを見したが、小一郎森については伝承され



熊本市花園町にある「井芹一族発祥之地」碑  
本妙寺黒門に近いが、「加賀屋敷跡」は不詳。

ていないようである。この丘から井芹川を距てた対岸の山が本妙寺である。本妙寺黒門の東北に中尾丸城跡があり、井芹加賀守等の先祖が居城していたと『肥後国誌』に記す。ところで、同書には「加賀屋敷跡」に続けて（補）として次のように記してある。

拾集昔語曰御船甲佐上何レモ上益城在々ニ井芹何某々ト云テ井芹一党七十余人天正中ニ有之。一人モ不剛ノ者ナク阿蘇殿ニモ御重宝ニ被思召候処各一党連判ノ書状ヲ以テ薩摩島津殿ノ幕下ニ可相成トノ趣内応セシコトノ露頭ニ及ヒ、甲斐宗運ハ（中略）井芹党一人ニ一人ノ討手ヲ撰ヒ一日ノ内ニ右在々ニ罷在候七十余人暫時ニ討取被申一党ノ大将加賀守ハ渡辺軍兵衛吉次討取ル（以下略）  
実は右の渡辺軍兵衛の子孫に当る渡辺惟敏氏が、早川そまわいづくしま厳島神社の弥宜である。『肥後国誌』下巻 上益城郡 甲佐手永 下早川村の条に次のように記してある。

厳島大明神宮

祭九月九日  
社人渡辺相模

社記云

光仁帝宝龜八年一説二年諸国飢饉疫災アリ。依勅芸州ヨリ市杵島媛命ヲ当国龜島ニ勸請ス（中略）龜島ヲ後ニ改テ宮島ト号ス。後年天満宮・熊野宮ヲ同殿ニ合祀ル。寛文五年郡吏弓削太郎左衛門・牧八郎右衛門公裁ヲ伺ヒ宮ヲ矢満下小市郎森ニ移ス。即チ今ノ三社也。上殿ハ厳島、中殿ハ熊野、下殿ハ天満宮ナリ。神職渡辺氏代々勤之（中略）昔日社内ニ大楠アリ。小市郎大納言ト云人ノ古墳也（下略）

熊野権現宮

祭十月十日

社記云

安徳天皇寿永二年三月三日小市郎大納言藤原経家ト云人、紀州熊野ヨリ勸請之此大納言ヲ靈神ニ崇メ小市郎森ト称ス

さて、現社地は『熊本県神社誌』によると、甲佐町早川七六二番地である。昨秋参拜して、渡辺惟敏氏にご教示を受けたところによると、小市郎森と呼ばれた場所には、昭和初年ごろまで大きなクスの株が残っていた。現在のクスは彦株であるが「

小市郎大納言の墓」と刻んだ石碑が建っている。しかし、厳島神社境内の森をも小市郎森と呼ぶこともあったようである。旧郷社であっただけに境内が広い。ところで、桜井徳太郎氏が「厳島神社」を「藤島神社」と間違えたのは、恐らく小一郎神の祭神を新田義貞に比定する説が大分県にあったので、新田義貞が最期をとげた越前の藤島を連想されたものと思われる。ともあれ、熊本県の三例ばかりの小一郎信仰は、大分県の地から波及したものではあるまい。

## 五 おわりに

本稿では、小一郎神の祭神名を中心にして、史料によって、信仰の具体相を歴史的に追求しようと試みたのであるが、結果的には民俗周圍論のモデルケースを提供することになったようである。つまり、中津市片端町に鎮座する義氏の祭神である新田義氏こそ、小一郎神の元来の祭神であり、これが周辺地域に拡散するにつれて新田義貞に変化し、さらに同族の先祖神や屋敷神に変化していったのである。

小一郎信仰の実態と小一郎神の性格については、「はじめに」の項で諸先生の研究成果を紹介させていただいたが、調査地域の違いによって見解が異なっている。すなわち、県北地域（旧豊前国）の小一郎神は、祭神が歴史上の実在人物であるのに対し、国東半島から県中部にかけての旧豊後国では、祭神の由緒が忘れられ、あるいは伝えられずにコイチロウと呼ぶ先祖神ないしは屋敷神になっている。したがって、例外を除けば、本家ないしは集落の草分けと目される家のみ祀られており、鎮座している場所は聖地となっている。これを犯せば祟られるという信仰が、深く浸透しているのも特色であるが、祭祀については他の屋敷神と同様になっている所が多い。血縁関係によって結ばれた一統によって祀られる小一郎もあれば、社殿をもった神社に祀られている小一郎神もある。しかし、旧村社に格付けられた小一郎神社が一社もないのは、地域神としての小一郎神の本来の性格を反映しているといってもよい。

ところで、本稿では小一郎神の祭祀方式については触れなかったが、一般的には、その土地で行なわれている先祖祭や屋敷

祭と同じような祭り方をしている。その点においては、小一郎神は招福攘災・現世利益の屋敷鎮護の福神であるが、祭祀を怠ったり社地を犯したりすると、激しい崇りをもたらす怨霊神となるという伝承が根強く残っている。これは、新田小市郎義氏という人格神のもつ御霊神的神格の投影であり、新田義氏に関わりのなかつた豊後地域においても、怨霊に対する恐怖心から、これをコイチロウという神に祀り込めたのである。そこで、小一郎神を勧請し、その信仰を伝播した下級宗数者の活動についても、正確に把握しておかねばならないことに気付かされる。とくに、彼等祈禱師の活動範囲が何故豊前・豊後の一部に留まったのかも解明すべき課題である。また、本稿で一部考察したが、コイチロウの神名に宛て字が多いのは何故か。そのおののについても考証を進めるべきである。さらに、神祠・社殿と御神体についても、個体の調査を綿密に行うことによつて、小一郎信仰の実能を解明する手がかりを得られるかも知れない。一方、福岡県側の小一郎信仰の実態と分布状況がはっきりしていない現段階で、民俗圏論を云々するのはどうであろうか。また一方、熊本県の小一郎神についても検討を加えたが、大分県からの伝播は認められない。しかし、「肥後国誌」所載の三例は戦国武将甲斐宗運に関わりがある点に注意を要する。

いま、私の脳裏には、漠然とではあるが、小一郎神の虚像と実像が定着しつつある。基層文化を研究する民俗学では、虚像を徹底的に追求して、実像を明らかにする方法がとられることもある。いわゆる重出立証法や民俗圏論がそれである。小一郎神はその信仰圏が狭いだけに、民俗圏論を説明するモデルケースになり得ると思つているが、後日の課題としたい。

追記 山国川をはさんで中津市の対岸に位置する福岡県築上郡吉富町が昭和三十年に刊行した『吉富町誌』に「小一郎と云うは中津川由来由記に永享三年馬ヶ岳城主新田義高、菊地武忠と宇佐郡駅館川で戦い中津附近に遁れ辻堂に入って自刃した其の霊を祭つたものと云い、或は義高の父義氏は幼名小一郎と云つていた之を祭つたものであるなど云い祭神がはっきりしないが、此の辺に特に多い小社である」と記してある。